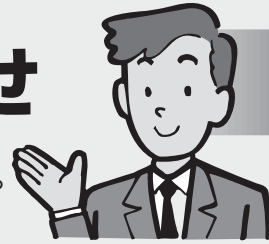


介護保険料改定のお知らせ



平成30年度から平成32年度の65歳以上の方の介護保険料が、次のようになります。

保険料の基準額(第5段階年額) 68,500円 (月額: 5,710円)

参考: 平成27~29年度基準額 68,500円 (月額: 5,710円) ※基準額は据え置きとなります。

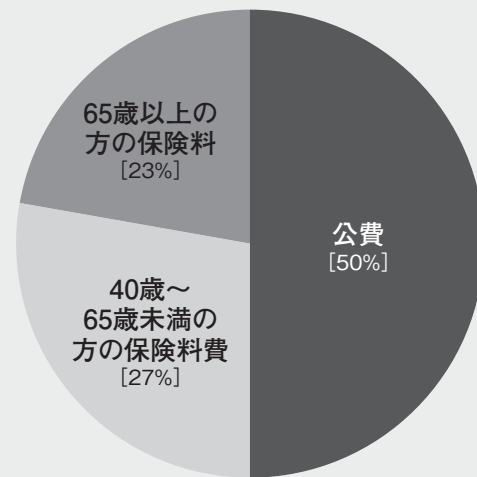
所得段階	対象者	保険料額(年額)
第1段階(基準額×0.45)	生活保護被保護者、世帯全員が町民税非課税の老齢福祉年金受給者、世帯全員が町民税非課税かつ本人年金収入等80万円以下	30,800円
第2段階(基準額×0.75)	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入等80万円超120万円以下	51,300円
第3段階(基準額×0.75)	世帯全員が市町村民税非課税かつ本人年金収入120万円超	51,300円
第4段階(基準額×0.9)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円以下	61,600円
第5段階(基準額)	本人が町民税非課税(世帯に課税者がいる)かつ本人年金収入等80万円超	68,500円
第6段階(基準額×1.2)	町民税課税かつ合計所得金額120万円未満	82,200円
第7段階(基準額×1.3)	町民税課税かつ合計所得金額120万円以上200万円未満	89,000円
第8段階(基準額×1.5)	町民税課税かつ合計所得金額200万円以上300万円未満	102,700円
第9段階(基準額×1.7)	町民税課税かつ合計所得金額300万円以上	116,400円

介護保険のしくみ

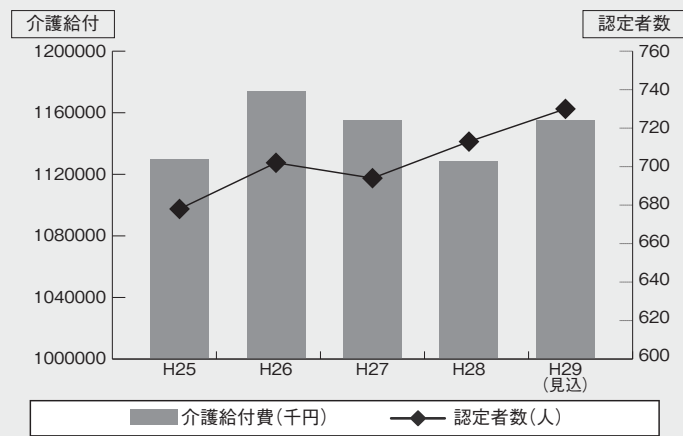
介護保険制度は、町が保険者となって運営していて、40歳以上のみなさんは、加入者(被保険者)となって保険料を納め、介護が必要になったときには、費用の1割(所得によっては2割、8月からは3割となる方もいます)を負担してサービスを利用できるしくみです。

次のように、第1号被保険者(65歳以上の方)の保険料で負担するのは、介護給付費全体の23%となっています。前回の第6期では22%でしたので今回は1%増えています。これと介護認定者や給付費の増加により保険料も上がるようになります。ただし今回準備基金の取り崩しにより基準月額を据え置くこととなりました。平成12年度から制度が始まり、保険料は3年ごとに改定され、平成30年度からが第7期となります。

介護保険の財源



介護保険給付費と要介護(要支援)認定者数



	H25	H26	H27	H28	H29(見込)
介護給付費(千円)	1,129,503	1,173,681	1,155,033	1,128,461	1,155,000
認定者数(人)	678	702	694	713	730

保険料軽減策

介護準備基金の取り崩しにより、第7期(H30~H32年度)保険料負担の軽減を図っています。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041

平成30年度 町税等納期のお知らせ

月	町・県民税(普徴)		固定資産税		軽自動車税		国民健康保険税	
	納期	口座振替日	納期	口座振替日	納期	口座振替日	納期	口座振替日
4月			① 4/16(月)~ 5/ 1(火)	5/ 1(火)				
5月					① 5/11(金)~ 5/31(木)	5/31(木)		
6月	① 6/16(土)~ 7/ 2(月)	7/2(月)						
7月			② 7/ 1(日)~ 7/31(火)	7/31(火)			① 7/16(月)~ 7/31(火)	7/31(火)
8月	② 8/ 1(水)~ 8/31(金)	8/31(金)					② 8/ 1(水)~ 8/31(金)	8/31(金)
9月							③ 9/ 1(土)~10/ 1(月)	10/ 1(月)
10月	③10/ 1(月)~10/31(水)	10/31(水)					③10/ 1(月)~10/31(水)	10/31(水)
11月							⑤11/ 1(木)~11/30(金)	11/30(金)
12月			③12/ 1(土)~12/25(火)	12/25(火)			③12/ 1(土)~12/25(火)	12/25(火)
1月	④ 1/ 1(火)~ 1/31(木)	1/31(木)					④ 1/ 1(火)~ 1/31(木)	1/31(木)
2月			④ 2/ 1(金)~ 2/28(木)	2/28(木)			④ 2/ 1(金)~ 2/28(木)	2/28(木)
3月							⑨ 3/ 1(金)~ 4/ 1(月)	4/ 1(月)

■お問合せ 税務課 ☎22-8841

手話奉仕員養成研修受講生を募集します

聴覚障害者等の方とのコミュニケーションの円滑化を図り、聴覚障害者等が自立した日常生活および社会生活を営むことができるようにすることを目的とし、日高郡内の市町合同で手話奉仕員養成研修受講生を募集します。

受講対象者 次の(1)~(4)のいずれかに該当する方で受講課程の要件を満たす方

- (1)日高川町内にお住まいの方 (2)日高川町内の学校に在学されている15歳以上の方
- (3)日高川町内の事業所等に勤務されている方 (4)その他町長が特に必要と認めた方

★入門課程: 手話経験がない方または手話経験がおおむね1年未満の方

★基礎課程: 入門課程修了者または手話経験がおおむね1年以上2年未満の方

定員 5名(各市町の定員5名で申し込みの人数によって、市町間で人数調整を行う。)

受講料 無料(ただし、テキスト代等にかかる費用は自己負担。)

時間 5月11日(金)から毎週金曜日19:00~21:00までの2時間

※入門課程35時間(18回)基礎課程45時間(22回)の合計80時間(40回)

開催場所 御坊市福祉センター

申込期間 4月2日(月)~4月16日(月)

※保健福祉課窓口で申込書を配布しますので、必要事項を記入の上、お申し込みください。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041



風しんワクチン接種費用助成のお知らせ

風しんから
妊婦さんと子どもを
守るために…

和歌山県と町では、妊婦とその子どもを風しんから守るため、子育てを支援する対策として、今年度も緊急風しんワクチン接種事業を実施し、接種費用を助成します。

接種対象者 ①妊娠を予定または希望している19歳以上50歳未満の女性

②妊娠している女性の配偶者

接種費用 無料

手続き方法 接種を希望される方は、印鑑をご持参の上、役場保健福祉課、または各支所に申請してください。③妊娠している女性の配偶者が申請する場合は母子手帳が必要です。

注意事項 ○妊娠中の方は予防接種を受けることができません。

○女性の方は、接種後2ヶ月間は妊娠を避けてください。

○過去に助成を受けられた方は対象外となります。



風しんとは

発熱、発疹、リンパ節腫脹を特徴とするウイルス性の病気です。ウイルスに感染してから、症状がでるまでに2~3週間かかるといわれています。なかでも妊娠初期の妊婦さんに感染すると、白内障、心疾患、難聴など障害をもつ赤ちゃんが生まれる可能性があり注意が必要です。

■お問合せ 保健福祉課 ☎22-9041 / 中津地域振興課 ☎54-0321 / 美山地域振興課 ☎56-0321